



宮社協発第845号
平成29年9月12日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会
会 長 鈴 木 隆



平成29年度福祉施策等の要望について（提出）

本会の事業運営につきましては、日頃格別の御支援、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、昨今の地域福祉を取り巻く環境は、高齢化や人口減少が進み、介護や子育てニーズの増大、様々な要因を背景とした生活の困窮、社会的孤立など多様な課題が絡み合っって複雑化し、福祉ニーズに対応する社会資源の充実、整備は分野・種別を超えて共通の取組み課題となっております。

政府は先に「地域共生社会」の実現に向け、制度・分野ごとの縦割り等の関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会の実現を目指し、福祉関係法等の改正を行いました。それに併せて各自治体においても、地域福祉計画の策定が進みつつありますが、全国的に子育てや介護の環境整備、福祉・介護を担う人材確保等の環境はとても厳しい状況下にあり、大きな課題となっております。

さらに、来年度は介護報酬改定と診療報酬改定のダブル改定が実施される年であり、社会保障の安定した財源確保と併せ、今後の地域包括ケア体制の整備に向け市町村をはじめ各種団体において医療・介護・予防・生活支援サービス等がベストな組み合わせで高齢者の地域生活が支援できるよう、さらなる取組みの強化が必要となっております。

また、本会では県の指定管理者制度により船形コロニー等の大規模な社会福祉施設を受託管理しておりますが、施設の性質や利用者への安定・継続したサービス提供が必要なことを考慮すると大幅な改善が必要な状況になっております。

このような状況を踏まえ、下記のとおり要望しますのでよろしくお願いいたします。

記

1 適正な介護報酬改定について

平成27年度の介護報酬の改定においては、加算は引き上げられたものの、基本報酬が引き下げられ結果的に過去にない減額となりました。平成29年度の改定では、キャリアアップの仕組みを構築する更なる加算の拡充がありましたが、介護報酬がマイナスとなっている現状では介護職員の処遇改善を行うことは、常識的に考えても経営を圧迫し、不可能であります。介護の質と量を確保するためにもまずは、介護現場の経営実態を調査分析の上、次期の報酬改定に向けて、安定財源を確保した上での基本報酬の引き上げなど国に対して強力に要望して頂くようお願いいたします。

2 福祉・介護人材の確保を図るための施策の充実について

2025年度に向けた介護人材にかかる厚生労働省の需給推計によれば、本県において不足する介護人材は14,136人で充足率は69.0%となり、全国平均の85.1%を大きく下回り全国最下位となっております。

現状の喫緊の課題として人材不足は、サービスの質の低下や事業の不安定化を招き、運営する法人等に対して危機的な影響を及ぼしています。福祉・介護の担い手不足の解消に向けた課題について、県として実効性のある施策の実施及び国に対して必要な福祉人材確保対策を強力に要望して頂くようお願いいたします。

3 地域共生社会の実現に向けた地域福祉計画等の策定支援について

「地域共生社会の実現」を掲げ今後、「我が事・丸ごと」の地域づくりに積極的に取り組む責務がある市町村が、福祉各分野別計画と市町村の総合計画との中位にあり、地域課題を解決していくための要となる「地域福祉計画」の策定が促進されるよう積極的に支援して頂くようお願いいたします。

4 指定管理者制度の改善について

指定管理者制度は、「公の施設の設置目的を効果的に達成するため必要があると認めるときに活用できる制度」とされておりますが、利用者が重度の障害者である船形コロニー等の県立社会福祉施設は、サービス内容やサービスの安定的、継続的な提供が求められることから、船形コロニー等の大型入所施設（社会福祉施設）については、指定管理者制度の対象外又は非公募による実施をするとともに、指定期間の延長、人員配置に係る条件等の大幅な改定を要望します。

併せて、現行の指定管理者制度の抜本的な改革が行われるよう国に対し要望されるようお願いいたします。

5 養護老人ホームを取り巻く諸課題について

養護老人ホームへの入所は、老人福祉法に基づく市町村の措置制度による入所とされておりますが、措置費が一般財源化されたことに伴い、市町村での予算確保が難しいとの声があります。また、それに伴い市町村での措置入所の抑制傾向が見られており、養護老人ホームへの入所が必要な方々への適切な処遇が図られるように、措置制度の適正な運営及び予算確保について、市町村に対し指導・助言をして頂くようお願いいたします。

6 各種団体からの要望等

各種団体からは、別紙のとおり要望がありましたので、必要な施策と財政支援の実施をお願いします。

平成29年度要望提出団体一覧

	団体名・提案部署	要望・提案事項	提出先※国へは県に提出し上程を促す	
			宮城県	国
1	宮城県児童養護施設協議会	施設の「小規模化・地域分散化」について	○	○
2	公益財団法人宮城県母子福祉連合会	教育費の負担軽減施策の充実について	○	○
3	公益財団法人宮城県視覚障害者福祉協会	災害時要援護者避難支援プランについて	○	
4	公益財団法人宮城県視覚障害者福祉協会	復興における都市整備, 外出支援について	○	○
5	公益財団法人宮城県視覚障害者福祉協会	福祉有償運送制度における外出支援について	○	○
6	一般社団法人宮城県聴覚障害者協会	聴覚障害者の緊急時情報伝達システム構築について	○	
7	一般社団法人宮城県聴覚障害者協会	聴覚障害者の「通訳・介助員」について	○	
8	社会福祉法人塩釜市社会福祉協議会	福祉活動専門員に係る予算措置強化について	○	○
9	社会福祉法人石巻市社会福祉協議会在宅福祉課	日常生活自立支援事業における担当職員の増員並びに処遇改善に係る財源確保について	○	○
10	社会福祉法人石巻市社会福祉協議会在宅福祉課	生活福祉資金貸付事業に係る相談員並びに財源の確保について	○	○
11	社会福祉法人石巻市社会福祉協議会在宅福祉課	「応急仮設住宅等生活相談支援業務」への継続的支援について	○	○
12	社会福祉法人仙台市社会福祉協議会	生活福祉資金相談体制整備事業補助金の増額及び早期の補助金交付について	○	○
13	社会福祉法人仙台市社会福祉協議会	「地域支えあいセンター事業」継続のための予算措置について	○	○
14	社会福祉法人仙台市社会福祉協議会	日常生活自立支援事業に対する国からの補助金額算定について	○	○
15	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	適正な介護報酬改定について	○	○
16	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	福祉・介護人材の確保を図るための施策の充実について	○	○
17	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	地域共生社会の実現に向けた地域福祉計画等の策定支援について	○	○
18	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	指定管理者制度の改善について	○	○
19	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	養護老人ホームを取り巻く諸課題について	○	○

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会から
宮城県への要望

【項目】

適正な介護報酬改定について

【現状】

平成 27 年度介護報酬改定において介護職員の処遇改善分 1.65%、認知症・中重度者への対応分 0.56%を含めた上で△2.27%となり、実質的には全体で△4.48%もの大幅な引き下げが実施されました。中でもデイサービス、特別養護老人ホーム（以下「特養」という）、特定施設は△6%と過去にない減額幅となっており、予防デイに至っては△20～22%と事業継続に影響を与えるものとなっています。平成 29 年度の介護報酬改定においては、キャリアアップの仕組みを構築し、月額 1 万円相当の処遇改善を実施するため臨時に 1.14%の改定がなされました。

独立行政法人福祉医療機構の特養を対象にした、平成 27 年度の経営状況によれば、全体の 31.4%の施設で経常増減差額が赤字で、赤字施設割合は前年度から 4.1 ポイント上昇し、定員規模が 29 人以下の施設では 47.9%が赤字と介護報酬改定を受けて収益が減少していると回答しています。

【課題】

事業展開においては、基本単価が下がった分を個別加算の獲得によりマイナス分を補い、質と量の面からもサービスの維持向上等各種加算の獲得を目指していますが、処遇改善加算は介護職員に限られたものであり、基本単価が下がって事業収入が減れば、今でも経営が厳しい事業所・施設をさらに苦境に立たせ、事業を維持していくために正規職員を非正規職員に切り替えるなど、正規職員を減らす事態も考えられ、サービスの質の低下及び人材不足に拍車をかける可能性が高いものと思われます。

このままでは福祉・介護職等へのイメージダウンが広がり、人材確保がさらに困難になるなど、負の連鎖が生じる問題があります。

【要望事項】

このようなことから、まずは県内の介護現場の経営実態を調査分析の上、次期介護報酬の改定に向けて、介護福祉事業者が安定した経営が継続可能となるとともに、そこに従事する職員の給与水準が他業種並となるよう適正な介護報酬の仕組みにするよう、国に対して安定財源を確保した上で基本報酬の引き上げなど強く要望して頂くようお願いいたします。

【項目】

福祉・介護人材の確保を図るための施策の充実について

【現状】

2025 年度に向けた介護人材にかかる厚生労働省の需給推計によれば、需給ギャップは 37.7 万人（需要約 253 万人、供給約 215 万人）であり、本県において不足する介護人材は 14,136 人（需要見込み 45,532 人、供給見込み 31,396 人）で、充足率は 69%になる見通しです。全国平均の 85.1%を大きく下回り、充足率で全国最下位となっています。

公益財団法人介護労働安定センターで実施した、平成 27 年度「介護労働実態調査」において事業所における従事者の過不足状況を見ると「不足感」が 61.3%で、理由については「採用が困難である」が 70.8%となっており、その原因は「賃金が低い」が 57.4%、「仕事がきつい」が 48.3%となっています。また採用率 20.3%に対し離職率は 16.5%で推移し、離職者の 74.8%が 3 年未満の職員で、定着が低い状況にあり、さらに若年層の介護・福祉職へのイメージが良くないことから福祉系の学校に進学を望む人が少なくなっている現状があるなど、慢性的な人材不足に拍車がかかっている状況です。

【課題】

現在、人口が減少する中で、高齢化率が進み介護等の福祉サービスに対するニーズが急増し、質的にも多様化・高度化しており、福祉・介護を担う人材確保については急激に厳しさが増しております。

介護等の福祉サービス全般において、離職率が他業種と比べて高いことから、福祉分野における人材確保のための定着支援・離職防止の取組みが急務となっています。

【要望事項】

直面する人材不足への緊急対策として、今後の福祉情勢を見据えた計画的な人材確保対策を国へ強く働きかけて頂くよう要望するとともに、宮城県として福祉人材不足を解消するため県内の実態と課題を検証し、県独自の総合的な人材確保計画を策定の上、必要な施策を実施するなど、課題解決に向けた特段の措置を講じられるよう要望します。また、以下 5 つの具体策についても併せて要望するものです。

- (1) 福祉人材定着のため福祉従事者の賃金体系が改善されるよう介護報酬や障害者自立支援給付等の全体的な引き上げを図るよう国への要望をお願いします。
- (2) ニーズの多様化・高度化、小規模化に伴うサービスの質の向上と、安心・安全な福祉サービスの提供に向けた人員配置基準の引き上げ改善を行うよう国への要望をお願いします。

- (3) 高度で多様な福祉ニーズに対応するため、福祉・介護職員の専門性を高められるよう、有資格者を増やすための宮城県独自の研修助成金制度の創設をお願いします。
- (4) 県内における福祉人材確保を図っていくため、テレビ・ラジオ等のメディアを利用した、福祉介護職等のイメージアップのための多面的な情報のピーアールと啓発活動の拡充をお願いします。
- (5) 人材確保のために、「福祉分野(介護・保育)への進学」を志している中高校生が、経済的な理由で進路を諦めることが無いよう、借入れ基準を低くした宮城県独自の「奨学金制度」の創設をお願いします。

【項目】

地域共生社会の実現に向けた地域福祉計画等の策定支援について

【現状】

地域共生社会を実現するためには、地域福祉を計画的に推進していく必要があり、平成29年5月に成立した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」では地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進等の一環として社会福祉法が改正され、地域福祉計画の策定が市町村の努力義務となりました。しかし、本県の策定率は48%（17/35）に留まり、市町村の計画策定が進んでいないのが現状です。

【課題】

市町村の地域福祉計画は、各市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）の地域福祉活動計画の具体化を支援し、地域福祉を推進するための基盤を整備する内容を地域福祉計画に盛り込む等、相互に連携することが重要です。市町村が地域福祉計画を策定していない場合、市町村社協の地域福祉活動計画策定も進まない状況です。

【要望事項】

地域共生社会を実現しようとする今回の一連の取り組みでは、地域の自発性や主体性を損なわない「住民主体」と言う視点が重要であり、各市町村の地域課題を解決していくための要となる「地域福祉計画」の策定が促進されるよう県として積極的な支援をお願いします。

【項目】

指定管理者制度の改善について

【現状】

宮城県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）では、平成18年4月から現在まで、宮城県の指定管理者制度により船形コロニーや啓佑学園等の社会福祉施設等6施設を受託運営してきました。

この間、指定管理の条件としては指定期間の延長が行われたことはありましたが、基本的な取扱いの変動がなかったところ、平成28年度からの指定委託においては、人件費の精算制度が導入されるなど、その運用方法に変化が見られてきております。

【課題】

- 1 指定管理者制度は、「公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときに活用できる制度」（※1）であるとされており、また、現在、県社協が指定を受けている施設の指定期間は全て5年で行われておりますが、定員320人の大型入所施設を始め、職員配置3.5人の研修施設まで一律の運用となっております。

しかしながら、利用者が重度の障害者である船形コロニー等においては、利用者と職員との関係性を構築した上で利用者への継続・安定した支援等を行う必要があることから、仮に指定管理者が5年毎に交代されるようなことになるとすれば、職員の総入れ替えということとなり極めて憂慮される事態となります。

また、現在の指定管理者の募集・選定方法は、原則として「公募」により運用されておりますが、「県民生活に重大な影響を及ぼすおそれがあるため、安定的で確実な運営管理が求められるもの」は非公募として実施できることとされております。（※2）

このため、船形コロニー等の社会福祉施設については、利用者が重度の障害者であり、利用者へのサービス内容、サービスが安定的、継続的に提供される必要があることを考慮すると、対象施設から除外又は非公募での実施が必要であります。

※1 H22.12.28 付け総行経第38号総務省自治行政局長通知抜粋

※2 県指定管理制度運用指針

- 2 指定管理施設の職員及び施設運営に関わる事務局職員として合計約300人近くの職員が従事しておりますが、5年毎の指定期間満了の都度、次期指定管理の条件等を考慮しながら、場合によっては整理解雇も念頭に対応することとなり、法人としては極めて厳しい状況にあることから、指定管理期間の延長が必要であります。
- 3 現在の指定されている船形コロニー等の人員配置については、県の指定管理の条件（人員配置計画）として、生活支援員全体の1/3について臨時職員を配置するよう求められていますが、昨今の人材不足は顕著であり、特に臨時職員については、

募集をするも応募が無い状況が続いており、人材確保に苦慮しております。また、平成30年4月から改正労働契約法に基づく無期転換ルールが実施されるなど、県社協としても雇用形態の変更を余儀なくされており、指定管理の人員配置条件の変更が必要な状況となっております。

【要望事項】

以上の状況から、船形コロニー等の大型入所施設（社会福祉施設）については、指定管理者制度の対象外又は非公募による実施をするとともに、指定期間については、入所施設の性格から最低でも10年以上とするなど大幅な延長を要望します。

さらに、今後、施設の安定的な運営を行うためには大半の正規職員配置による運営が望ましいことから、現在の人員配置に係る条件の大幅な改定をお願いします

なお、現行の指定管理者制度における社会福祉施設の運営については、上記のとおり種々の課題があることから、指定管理者制度の抜本的な改革が行われるよう国に対し要望されるようお願いいたします。

【項目】

養護老人ホームを取り巻く諸課題について

【現状】

養護老人ホームは、戦前より天涯孤独な高齢者の保護施設を起源とし、身寄りがなく、無年金等の経済的困窮にある高齢者はもとより、身体、知的、精神、難病等の障害者、ホームレス、DVや被災によって避難を強いられた高齢者など、多様な生活課題を抱えた高齢者の住まいとして、また社会復帰の促進や自立に必要な指導訓練等の援助を行うことで、その方が有する能力に応じた自立生活を営むことが出来るように支えてきました。

【課題】

- 1 養護老人ホームへの入所が適切と考えられる高齢者であっても、措置費よりも国や県の負担のある他の制度を利用した居宅サービス等への紹介が優先され、施設の機能が十分に生かされないまま空床になっている状態にあります。
- 2 介護保険制度が始まってから16年が経過し、介護保険制度下の事業へつなぐことが多くなっている状況であり、また当時の高齢者に対する措置制度を熟知している自治体職員も少なくなり、他県においては措置制度の手続きがわからない職員が多くなっているとの調査結果もあります。県内においても、今後の超高齢社会における養護老人ホーム入所対象者の増加を見据え、市町村が措置制度の円滑な実施が困難な状況にあると危惧されます。

【要望事項】

- 1 養護老人ホームは、老人福祉法に基づく市町村の措置決定に基づかなければ入所できない制度となっており、養護老人ホームが今後も高齢者のセーフティネットとしての役割を維持・継続して行くためにも、措置入所の抑制傾向を解消し、入所が適切と考えられる高齢者が速やかに利用出来るよう関係機関に働きかけをお願いします。
- 2 超高齢社会における高齢者の単身世帯や生活困窮、社会的孤立等の福祉ニーズに対して、養護老人ホームが有効な社会資源の一つとしてその役割が果たせるよう自治体職員へ再度措置制度についての適正な運用及び予算確保について指導・助言をして頂くようお願いします。

宮城県児童養護施設協議会から
宮城県への要望

【項目】

施設の「小規模化・地域分散化」

【現状】

現在、宮城県内に児童養護施設は5か所ある。元々規模の大きい施設であるが今、小規模単位で又、地域の中で近所とのかかわりの中で要支援児童並びにその家族のケアが求められています。

【課題】

近所に物件（借家）を求めても現建築基準法の判断では「寄宿舍」とみなされ用途変更が求められています。その主なものは採光と排煙の為の改造であり、貸主（大家）の了解が得られないと改修は難しい状況にあります。一方、消防法の適応もありますが、これは人命に直結する事もあり設置義務を果たさなければなりません、条件に合う物件（借家）の確保が難しい課題があります。

【要望事項】

建築基準法の基準で100㎡を超えると「用途変更の対象」となることから、寄宿舍として扱うものについては200㎡未満を一般住宅として扱えるように国に対して要望をお願いします。

公益財団法人宮城県母子福祉連合会から
宮城県への要望

【項目】

子どもの貧困対策として、子どもがその生まれ育った環境に左右されることなく希望する教育を受けられるよう経済的に支援するための給付型奨学金制度や教育費の負担軽減のための施策の充実を要望します。

【現状】

現在の奨学金は貸与型が多く、また利息も低いとは言えず、返済の負担が重い状況にあります。2017年から新しく給付型奨学金が創設されましたが、金額及び支給対象人数は十分と言えない状況です。

【課題】

特に私学の場合は高校、大学とも授業料を初めとする学納金が年々上昇する傾向にあり、親の経済的負担が重い状況が続いています。また国、公立の大学においても入学金及び授業料はかなりの金額となっております。

(2016年度：授業料535,800円、入学金282,000円)

【要望事項】

宮城県においては高校生や大学生向けの独自の給付型奨学金制度の創設や私学高校を始めとする私学助成のより一層の拡充を、また国に対して大学生の給付型奨学金の充実及び貸与型奨学金の利子の引き下げを働きかけていただきますよう要望します。

公益財団法人宮城県視覚障害者福祉協会から
宮城県への要望

【項目】

災害時要援護者避難支援プランについて

【現状】

視覚障害者への災害避難や防災については、地域において平常時に要援護者情報を収集し、災害非常時に活用することが不可欠です。しかし、視覚障害者の地域居住者人数が少人数であることから、そのニーズの把握が困難なのが実態です。

【課題】

各市町村に対し、災害時要援護者避難支援プラン（全体・個別）が速やかに策定され、その内容が地域の町内会等で決められる災害避難計画へ反映され、防災に関する社会システムとして構築されなければ、その障害特性から避難を要する状況を目視により確認することが難しく、避難の方法・方向（場所）を判断することは困難です。要援護者情報を自治体・当事者で共有することにより、より迅速で効率的な避難を行うことができると考えます。

【要望事項】

平常時から要支援者である視覚障害者の情報収集を進め、収集された情報を生かして災害時要援護者避難支援プラン（全体計画・個別計画）を策定し、災害非常時の実施、及び関連機関への啓発指導や連携が促進されるよう宮城県から各市町村に対し、助言、指導して頂くよう要望します。

また、避難・防災訓練に際しては、要支援者が進んで参加できるような計画策定や広報が行われるよう併せて助言、指導して頂くよう要望します。

【項目】

復興における都市整備，外出支援について

【現状】

震災から6年が経過し，復興が進んでいます。復興が進むということは，以前の町並みが変わるということでもあり，視覚障害者（特に高齢者）にとって，新たなメンタルマップを描き単独歩行を行うことは非常に難しいものがあります。被災したことにより転居を余儀なくされた者もいます。

このようなことにより，一人で外出することは困難になり，外出を控える視覚障害者が増えています。また，転居を余儀なくされた視覚障害者は，慣れない土地での移動には更なる不安を覚え，さらに外出を控える傾向にあります。そして，視覚障害者の外出支援においては欠かすことのできないガイドヘルパーは被災によって他の市町村に転居する者も多く外出に関する支援環境も劣化の一途をたどっています。

【課題】

現状で述べたように，移動支援に関する環境の変化は，視覚障害者の移動を制限しているほかに，視覚障害者自身にストレスを与え，視覚障害者の心と体の健康に悪影響を及ぼしています。

復興における都市整備，及び視覚障害者の外出支援は人にやさしい街づくりの観点と全国のモデル的視点に立った上で，視覚障害者に配慮した環境整備が必要です。

【要望事項】

特に被災地域の音声信号機や点字ブロック敷設などの都市整備について，視覚障害者が移動しやすいよう実情に合わせた環境整備を行って頂くよう要望します。

また，ガイドヘルパー等の同行援護従業者が不足している地域があり，移動支援の地域間格差も生じていることから，ガイドヘルパー研修の周知や充実を図り，同行援護従業者の質の向上や人材確保など必要な施策の実施を要望します。

【項目】

福祉有償運送制度における外出支援について

【現状】

私たち視覚障害者は、移動困難者であり、外出困難者でもあります。市町村合併による行政区の広域化が図られたにも関わらず、過疎地・中山間地における路線バスの廃止、震災によるＪＲの代替輸送など外出環境が悪化しています。現状の交通環境を補うためには、同行支援・移動支援等の福祉サービスと福祉有償運送の複合的活用が私たちの外出支援には不可欠な現状です。

【課題】

視覚障害者は移動困難者です。

たとえば、所用や通院等のため目的地が自宅から遠方にある場合、バスやＪＲ等の公共交通機関を利用しての往復移動にほとんどの時間を割かれることが多々あります。特に地方・過疎地域においてはその傾向が顕著です。利用時間数が限られた福祉制度を利用しての日常生活において、視覚障害当事者はより効率的な時間の利用を選択することが求められています。

そこで、検討されるのが福祉有償運送制度の利用です。しかし、この制度は、登録・更新制であり、その制度を業務に導入している事業者等はほとんどないのが課題となっています。

【要望事項】

視覚障害者の社会的自立や社会参加促進の福祉支援の観点から、宮城県におかれましては、福祉支援モデル事業や震災復興特別区域法の活用による障害者送迎サービスの事業普及について推進して頂きますよう要望します。また国に対しては福祉有償運送制度として福祉関係事業者が障害者等の送迎サービスを容易に申請登録出来るよう制度改善向け取組んで頂きますよう要望します。

一般社団法人宮城県聴覚障害者協会から
宮城県への要望

【項目】

- 1 聴覚障害者の緊急時情報伝達システム構築について
- 2 聴覚障害者の「通訳・介助員」について

【現状】

- 1 聴覚障害者への情報アクセスは、いつ・どこでも・繋がり合うことを前提にし、手話通訳等の視覚的な情報伝達手段を通じた情報システムの拡充が求められています。
- 2 現在、聴覚障害者の多くが自立した生活を目指していますが、本人の気持ちとは逆に家族の通訳や介助に頼らなければならないことがあります。

【課題】

- 1 現在、110番や119番の緊急通報への発信の多くは緊急時にすぐに対応できない問題があると共に、手話通訳者が24時間体制となっていないため、夜間や緊急時等の即時対応が非常に困難です。また、防災警報等の緊急通報を受信する側としても、聴覚障害者に情報が伝わりにくい状況があり、安心安全の面で大変な社会的不利益を受けている状況です。
- 2 現在の盲ろう者通訳・介助員派遣事業は、「県内に在住する方で、身体障害者手帳に記載された障害内容が、視覚障害と聴覚障害の重複による障害程度が1級又は2級に該当する方」が対象で年間利用時間は240時間となっていますが、実際はこの年間利用時間を超えることがあり、制度の制限内での活動に縛られる課題があります。
なお、他県においては「盲ろう通訳・介護派遣事業」において利用時間制限がないところがあります。

【要望事項】

- 1 聴覚障害者・言語障害者向けの緊急通報がスムーズに24時間相互対応出来るよう情報伝達システムの構築を要望します。
- 2 他県において、盲ろう通訳・介護派遣事業の利用時間制限がないところもあることから、宮城県においても他県と同じ条件で自由に「通訳・介助員」の派遣が出来るよう年間利用時間240時間の制限撤廃を要望します。

社会福祉法人塩釜市社会福祉協議会から
宮城県への要望

【項目】

福祉活動専門員に係る予算措置強化について

【現状】

福祉活動専門員は、市区町村社会福祉協議会（以下「社協」という。）に設置されている職員であり、民間サイドとして社会福祉の推進調査、企画、連絡、広報、その他の実践活動を職務内容としています。

国では、これに係る費用として、市町村が社協に設置するための予算を昭和41年度(1966年)から国庫補助金として扱っていました。

平成11年度(1999年度)以降、引続き全国展開を図るために地方交付税として一般財源化され、社協には補助金（標準団体行政経費積算では平成28年度は6,668千円、約1名分の人件費相当）として積算、市町村からは上乗せや減額などがあるものの、交付されています。

【課題】

日本は超高齢社会に入っており、65歳未満の方が65歳以上の方を1人で支える状況になっていきます。

社協では、市町村からの運営補助、また福祉活動専門員にかかる費用を補助金として交付されていますが、今後、高齢社会に対応するためには体制強化が求められ、元気高齢者を持続させるためには、特に福祉活動専門員が重要な役割を果たしていくものと考えます。

【要望事項】

県内社協では、福祉活動専門員の1名分の補助を受けていると思いますが、これを2名分に相当する地方交付税の積算内容とするよう、県を通じて国に働きかけをお願いするものです。また、国への要望に時間がかかる場合は、上乗せ部分を県事業「福祉活動専門員設置事業」として措置して頂くよう要望します。

社会福祉法人石巻市社会福祉協議会から
宮城県への要望

【項目】

日常生活自立支援事業における担当職員の増員並びに処遇改善に係る財源確保について

【現状】

日常生活自立支援事業を実施している石巻市，東松島市，女川町の石巻地域については，従来の宮城県社会福祉協議会直営から，平成21年4月1日付けで全面委託され，石巻市社会福祉協議会が基幹的社協となり事業を実施しています。

現在，嘱託職員の専門員3名で石巻地域を担当しているが，県内で利用者が最も多く，また2市1町と広範囲に亘り，その支援に時間を要することと併せ，直接支援を行なう生活支援員の員数が少ない。また，利用希望者が大幅に増加している現状にあります。

【課題】

自己決定能力が低下している方が対象者であり，専門的知識が必要であることと，震災の影響を含め，今後も大幅に増加する見込みの利用者に対応するため，生活支援員の増員と併せ，本会の非常勤職員である生活支援員の「ボランティア精神」に頼らざるを得ないという事業のあり方が課題となっています。

【要望事項】

日常生活自立支援事業の基幹的社協として，2市1町の広範囲な行政区域をカバーしている特殊性と，年々増加する利用者に対応するため，生活支援員の増員と併せ，専門性を必要とする生活支援員の確保のための処遇改善については，今後事業実施のため必要不可欠であり，その見直しと財源確保を要望するものです。

【項目】

生活福祉資金貸付に係る相談員並びに財源の確保について

【現状】

東日本大震災で被災した世帯に対する特例の貸付事業については、現在、宮城県社会福祉協議会の助成を受け、生活福祉資金相談員 3 名を配置しています。

現在の緊急小口資金貸付件数 1, 7 3 6 件と被災した低所得世帯への生活復興支援資金貸付 2 2 件を債権として管理しています。

【課題】

上記債権については、特例貸付事業の専門性があることと、その償還期間が 1 0 年を超えるものもあり、阪神淡路大震災時の貸付は、現在もその事務事業が継続していることから、東日本大震災による貸付についても長期に亘ることが予想されます。

宮城県内で最大の被災地である石巻市については、従来の社協事業（介護等事業含む）と併せて、震災復興に係る事業も実施していることから、現在の職員体制では、生活福祉資金貸付事業に対応することは不可能な状況にあります。

【要望事項】

今後も、相談員の配置は不可欠であると考えておりますので、十分な職員体制で事業推進ができるよう財政的支援の継続を要望するものです。

【項目】

「応急仮設住宅等生活相談支援業務」への継続的支援について

【現状】

復興公営住宅等への移行が本格化する中、応急仮設住宅でも懸念されていた孤立や、復興事業等の進捗状況などから、引き続き応急仮設住宅や在宅で生活が続けざるをえない世帯もあることから、復興公営住宅の移行支援や孤立防止、応急仮設住宅入居者等についても引き続き見守りが必要となっております。

本会では、地区民生委員児童委員協議会単位を基準に地域福祉コーディネーターを13名、地区エリアごとにエリア主任等を12名、地域生活支援員を62名配置し、応急仮設住宅、復興公営住宅を中心に相談支援、訪問支援事業等を実施しております。

社会福祉法人仙台市社会福祉協議会から
宮城県への要望

【項目】

生活福祉資金相談等体制整備事業補助金の増額及び早期の補助金交付について

【現状】

本会における標記事業の体制整備に係る予算は、県及び県社協を通じて全額補助で構成され、平成29年度も合計8名の貸付相談員を配置しています（市本部2名、青葉区2名、他区各1名）。人件費については、特例措置として、生活福祉資金体制事業及び激変緩和措置による貸付原資の取り崩しにより、平成29年度までは要望通り貸付相談員8名の人員配置ができたが、平成30年度以降については依然として予算確保が不透明な状況となっています。

また、平成27年度以降、同体制整備費等補助金の交付時期が例年に比べ遅れたことで、民生委員への実費弁償費の執行が年度末間際となり、地区民児協の年度末会計処理の遅れにつながるなどの影響が出ております。

【課題】

- 標記事業に対応する貸付相談員8名について、平成30年度以降配置できる見通しが立っていません。今後、生活困窮者対応する貸付相談員が配置されなかった場合、貸付業務停滞や適正な業務遂行等にかかなりの支障が生じることが想定されます。
- 平成27年度と比較し標記事業の相談件数は減少したものの、生活困窮者自立相談支援機関との連携や他制度へのつなぎ役など、初期面接や制度に対する問合せ等の段階で様々な知識やスキルが求められ、契約職員という雇用形態では担当職員の負担が大きく、短期間での離職にもつながっているところもあります。
- 補助金交付時期についても、毎年のように年度末間際となった場合、地区民児協の会計処理への影響に加え、民生委員との協力関係に支障が生じる可能性があります。

【要望事項】

上記、現状や課題を踏まえ、以下の内容を要望します。

○生活福祉資金相談等体制整備事業補助金の増額

現在、国が進める地域共生社会の実現に向けては、貸付相談からの複合的な課題に対し、包括的な支援へと結びつけることが必要であるとされております。本会では、区事務所の総合相談機能を活かし、複合的な課題について包括的な支援に向けた体制づくりを進めています。生活福祉資金貸付相談は、生活困窮者支援のきっかけの1つになることから、配置職員についてもすべて嘱託職員を配置し窓口の強化を図りたく、嘱託職員配置の予算増額について、国に対する働きかけを強くして頂くと共に、宮城県としても体制整備に積極的に取り組んで頂くよう要望します。

（参考）

<H29 予算要望 合計8名分 17,656,569 円/年>

内訳 嘱託職員1名 3,155,968 円/年、契約職員7名 14,500,601 円/年

<H30 予算要望 合計8名分 25,462,744 円/年 ※H29 嘱託職員をもとに試算>

内訳 嘱託職員1名 3,182,843 円/年×8名＝25,462,744 円/年

○早期の補助金交付

補助金の交付時期について、平成26年度以前と同様に第2四半期中の補助金交付として頂くよう要望します。

【項目】

「地域支えあいセンター事業」継続のための予算措置について

【現状】

支えあいセンターでは、仙台市と連携し、平成24年度から市内の借上げ民間賃貸住宅、借上げ公営住宅等に居住する被災世帯の生活再建支援のため、生活支援相談員による「個別訪問」や各種情報提供、交流サロンの開催等を通して世帯の孤立防止や生き甲斐づくりに取り組んでいます。また、平成26年度からは、復興公営住宅に入居した世帯の「定期訪問」による見守りや復興公営住宅やその周辺地域を含む新たなコミュニティ支援活動など、被災者が地域住民として自立していくための支援を行っています。

【課題】

復興公営住宅の「定期訪問」の終了時期は、入居してから復興公営住宅や地域に慣れると考えられる概ね1年後、または、復興公営住宅の自治組織が設立するか或いは近隣の町内会に所属し、地域の見守り体制が整った段階としています。平成28年度までには復興公営住宅への入居が終了し自治会活動は徐々に定着してきているものの、年数を経ることで健康悪化や孤立が懸念される世帯の増加など新たな課題が顕在化していることを考慮すると、平成30年度においても支えあいセンターによる支援が必要となります。

また、本市の被災者については昨年度で仮設住宅の供与期間が終了しましたが、一律延長または特定延長となる福島県や石巻市など他市町出身世帯への孤立防止のための個別訪問の取組みも継続する必要があります。

【要望事項】

平成30年度は、個別支援の対象世帯数等は減少することが想定されますが、上記の現状・課題により、生活支援相談員による孤立防止や生活再建のための活動の継続が求められることから、事業展開に必要な生活支援相談員の配置のための財源確保を要望します。

【項目】

日常生活自立支援事業に対する国からの補助金額算定について

【現状】

日常生活自立支援事業（以下「本事業」という。）は、判断能力が十分でない方への福祉サービス利用援助や金銭管理サービス等を行う事業で、全国では5万人を超えている方々が利用しています。国からの補助金を財源としているが、27年度から契約件数に応じた単価方式による算定となったため、補助金額が減っており、28年度までは緩和措置が設けられたものの29年度分からは措置も無くなっています。

【課題】

本事業の国からの補助金について、現在の契約件数に応じた単価方式では、実際の経費に見合っておらず、不足分は地元自治体や実施主体である社会福祉協議会が補てんすることになります。補てんされるかどうかは自治体ごとの考え方や各社協の経営状態により大きく差異があり、体制が整わないために、利用希望者に契約の優先順位を付けたり、受け入れを制限せざるを得ないなどの影響が出ています。

【要望事項】

住み慣れた地域で暮らし続けるためには、本事業の利用が欠かせない人がいるにもかかわらず、事業実施が、地元自治体や社協の財政状態に左右されるのでは、住む場所によるサービス提供の不均衡が生じるため、国に対して、契約件数に応じた単価方式によらず、必要な額の財源補助を行うよう強い働きかけを要望します。